

平成 23 年 8 月 15 日  
大阪税関業務部

「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令」  
の適用期限の延長について

平成 17 年 9 月 1 日から平成 23 年 8 月 31 日までの間、関税定率法第 6 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、下記のとおり、玉軸受等について、報復関税が発動されていますが、「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」により、適用期限が 1 年延長され、また同政令により適用税率が変更されましたのでお知らせします。

記

対象品目

関税率表第 8482.10 号及び第 8482.20 号に掲げる貨物  
(アメリカ合衆国(プエルトリコを含む。)を原産地とするものに限る。)  
で平成 24 年 8 月 31 日までに輸入されるもの

税率

平成 23 年 8 月 31 日まで	一般の関税+4.1%
平成 23 年 9 月 1 日以降	一般の関税+1.7%

(注) 関税定率法第 3 条の 2 第 1 項《入国者の輸入貨物に対する簡易税率》又は第 3 条の 3 第 1 項《少額輸入貨物に対する簡易税率》の規定の適用を受ける貨物については、報復関税の課税対象外となっています。

以上

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第 1 部門  
(06-6576-3182) までお問い合わせください。